

関島社会保険労務士事務所便り

2016年
7月号

関島社会保険労務士事務所
（墨田葛飾地区中小企業者組合）
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125-0041
東京都葛飾区東金町2-7-12
電話：03-3609-7668
HP：<http://www.srseki.info>



桔梗

平成28年度 社会保険の主な改正内容

- ◆平成28年9月からの厚生保険料率改定
厚生年金の保険料率が9月（賃金控除は10月）から次表のように変更になります。

平成27年9月～平成28年8月迄	平成28年9月～平成29年8月迄
178.28/1000	181.82/1000
労使で折半負担します	

- ◆子育て拠出金率は0.2%に
厚生年金標準報酬の総額に乗じて算出される「子ども・子育て拠出金」率は、平成28年4月から2.0/1000（平成28年3月まで1.5/1000）に変更されました。

- ◆健康保険の標準報酬額の上限改定
健康保険の標準報酬月額の高限度額はこれまで、第47級1,175,000円以上が121万円でしたが、次表のようになります。高額所得者は負担増となります。

等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上1,235,000円未満
第48級	1,270,000円	1,235,000円以上1,295,000円未満
第49級	1,330,000円	1,295,000円以上1,355,000円未満
第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

- ◆健康保険の標準賞与額年額累計の上限改定

改定前(年額)	改定後
5,400,000円	5,730,000円

- ◆厚生年金保険の標準報酬月額の下限改定
パート等短時間労働者の厚生年金適用拡大に伴い標準報酬月額の下限が第1級98,000円から88,000円に引き下げられました。

等級	標準報酬月額	報酬月額
第1級	88,000円	93,000円未満
第2級	98,000円	93,000円以上101,000円未満

- ◆健康保険に関する主な改正
①入院時の食事療養標準負担額

	入院時食事負担額(1食につき)		
	従前	28年度	30年度
一般所得	260円	360円	460円
住民税非課税Ⅱ	210円	据置	据置
住民税非課税Ⅰ	100円	据置	据置

- ②紹介状なしの大病院受診 定額負担導入
一般の外来は、診療所や中小病院が担い、大病院は専門・紹介外来を担当するという機能分化の推進のため、紹介状なしで大病院を受診する場合、初診で5,000円以上、再診で2,500円以上の特別料金の負担が義務付けられました。

- ③傷病手当金・出産手当金の計算方法の変更
傷病手当金や出産手当金の給付金額の計算方法が変わり、支給開始される前1年間の給与をもとに計算した金額で支給されることになりました。

遺族厚生年金の仕組み②

遺族厚生年金の算出式

◆遺族厚生年金の額 ①の額+②の額

$$\textcircled{1} \quad \begin{array}{l} \text{平均標準報酬月額} \\ (\text{平成15年3月以前}) \end{array} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{月数} \times \frac{3}{4}$$

$$\textcircled{2} \quad \begin{array}{l} \text{平均標準報酬月額} \\ (\text{平成15年4月以後}) \end{array} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{月数} \times \frac{3}{4}$$

③ 老齢厚生年金を受給中や受給できるだけの加入年数のある人の死亡は、1000分の7.125や1000分の5.481で計算するのではなく、厚生年金(報酬比例部分)の額の4分の3を言います。

④ 在職中等の死亡時の最低保障300月
在職中の死亡のときや、在職中に初診日があつて初診日から5年以内の死亡のとき、1級、2級の障害年金をもらえる状態の人が死亡したときは、加入月数を300月とします。

(加入月数が300月未滿を300月に直して計算するときの算出式)

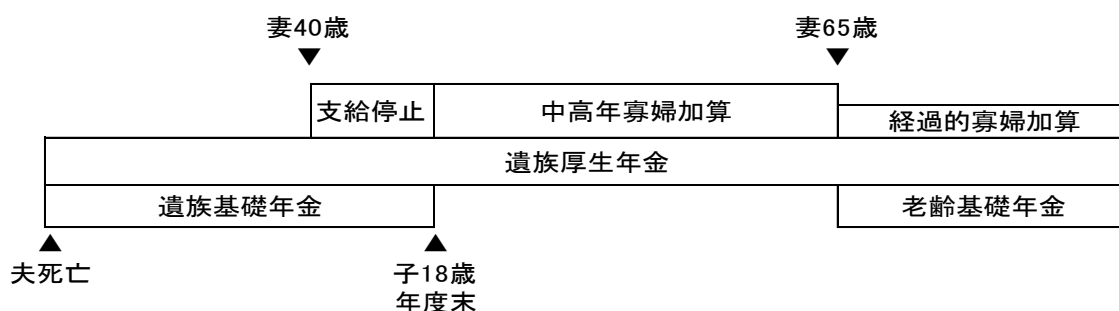
$$\text{遺族厚生年金} = (\textcircled{1}\text{の年金額} + \textcircled{2}\text{の年金額}) \times \frac{300}{\textcircled{1}\text{の月数} + \textcircled{2}\text{の月数}}$$

◆妻の年齢が40才以上のときは中高年寡婦加算 585,100円がつく

- ① 中高年寡婦加算は夫が死亡したとき妻の年齢が40才以上、あるいは40才未滿でも、子が18歳の年度末に達し遺族基礎年金が失権したとき、妻の年齢が40才以上なら受給資格があります。
- ② 子が18歳になるまでは遺族基礎年金が支給されますのでその間は、妻が40才以上であっても、中高年寡婦加算の支給は停止されます。
- ③ 中高年寡婦加算は、妻が65歳になるまでです。その後は、妻の生年月日に応じ、減額されます。(経過的寡婦加算)
- ④ 昭和2年4月1日以前に生まれた妻に支給される経過的寡婦加算の額は、585,100円です。

◆中高年寡婦加算が支給される妻とは

- ① 夫が在職中に死亡したとき
- ② 夫が初診日より5年以内に死亡したとき(退職後の死亡)
- ③ 障害厚生年金の1級、2級の状態にある夫の死亡
- ④ 厚生年金を20年以上(40歳以降15年以上あるときも)かけている夫の死亡

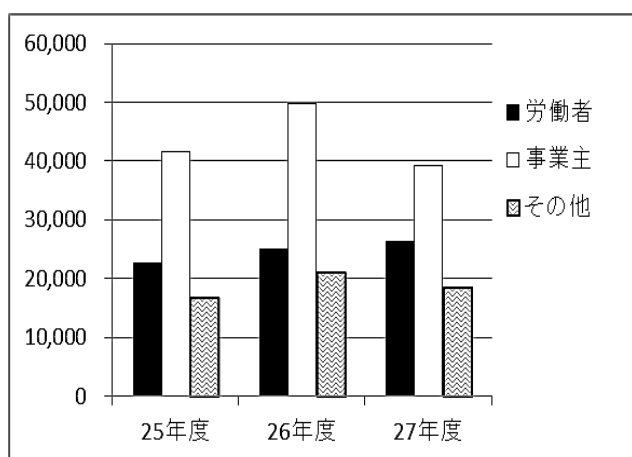


マタハラ等の相談過去最高

◆雇用均等室で取り扱った状況

都道府県労働局雇用均等室での平成27年度の男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイムの労働法に関する相談、是正指導、紛争解決の援助の状況が6月22日発表されました。相談件数では、事業主からの相談件数が減る一方、労働者からの相談件数が年々増加しています。

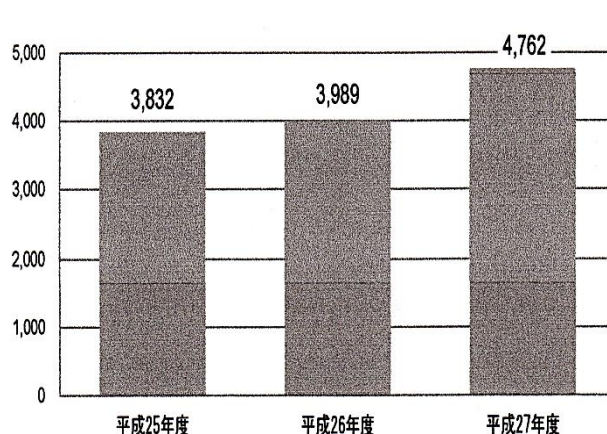
雇用均等室で扱った相談件数



◆妊娠・出産・育児休業等の不利益扱い

なかでも、マタハラ等で労働者からの相談件数が4,762件となり、過去最多を2年連続で更新しています。相談内容で最も多かったのが「婚姻や妊娠、出産を理由とした不利益取扱い」で55.6%、次いで「育児休業での不利益取扱い」が34.0%となっています。

マタハラ等を理由とする不利益扱い労働者からの相談件数



◆来年1月からの企業に求められる防止策

今年の通常国会で成立し、来年1月から施行される予定の「改正育児・介護休業法」および「改正男女雇用機会均等法」に関して、指針・告示等の案が示されています。

今回の改正の目玉の1つとして「マタハラ・パワハラ等の防止措置の新設」がありますが、その内容は次の通りです。

▶改正前 事業主による妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする不利益な取扱いは禁止する。

▶改正後

① 上記に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等（いわゆるマタハラ・パワ

ハラ等）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付ける。

② 派遣労働者の派遣先にも「育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止」および「妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け」を適用する。

上記の指針・告示等では「ハラスメントの一元的な相談体制の整備」や「職場における育児休業等に関するハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応」などが盛り込まれていますので、来年1月以降は企業としての対応が求められることとなります。

●労働人口 「女性」「シニア」が5割超

総務省が実施した「平成 27 年国勢調査」の抽出速報集計で、働く女性と 65 歳以上の高齢者を合計すると全就労者数に占める割合が 5 年前の 48.9%から 51.7%に上昇したことがわかった。労働力率でみると男性は過去最低の 70.8%、女性は 1975 年以降で最高の 49.8%だった。25～29 歳の女性は 80.9%で、初めて 8 割を超えた。(6 月 30 日)

●中小の人材不足感が上昇 日商調査

日本商工会議所が実施したアンケート調査 (2,405 社が回答) で、「人材が不足している」と回答した中小企業が 55.6% (前年比 5.3 ポイント増) だったことがわかった。不足感が特に強かった業種は「宿泊・飲食」「介護・看護」「運輸」等だった。また、「同一労働同一賃金」に関して賃金差の理由の立証を求められた場合に立証が難しいと思われる内容として「本人の生産性」「将来の役割への期待」「責任」を挙げる企業が多かった。(6 月 30 日)

●「賃金の不払いがある」 若者が 30%超

弁護士や労働組合などが中心となって立ち上げた、賃金不払いを一掃しようとするプロジェクト「NO MORE 賃金泥棒」が、アルバイト等で働く若者 407 人の仕事の実態について調査したところ、「不払いがある」と答えた人が 30%に上ることがわかった。賃金が 15 分単位の切捨てになっていたり、制服への着替え時間が労働時間から除外されたりするケースが見られた。(6 月 26 日)

●精神疾患による労災申請が過去最多に

厚生労働省が平成 27 年度「過労死等の労災補償状況」を発表し、過労などを原因とする精神疾患を発症し労災申請を行った人数が 1,515

人 (前年度比 59 人増) となり、3 年連続で過去最多を更新したことがわかった。精神疾患での労災認定は 472 人 (同 25 人減) で、このうち自殺者は 93 人 (未遂を含む) に上っている。また、過労による脳・心臓疾患での労災申請は 795 人 (同 32 人増)、労災認定は 251 人 (同 26 人減) だった。(6 月 24 日)

●半数以上の企業で人手不足 経営にも影響

独立行政法人労働政策研究・研修機構が今年 1～2 月に実施した調査 (従業員 30 人以上の企業 1 万 2,000 社が対象。2,406 社が回答) の結果を発表し、人手が「おおいに不足」「やや不足」と回答した企業が 1,253 社 (52.1%) だったことがわかった。業種別では「運輸業・郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」「情報通信業」などで不足感が高かった。(6 月 20 日)

●最低賃金 政府「年 3%引上げ」に意欲

2016 年度における最低賃金の引上げ額について、厚生労働省の中央最低賃金審議会で議論が始まった。政府は「最低賃金改革の目安について『ニッポン 1 億総活躍プラン』などに配慮した調査審議を求める」とし、年 3%程度引き上げ、全国平均で時給 1,000 円を目指すとしている。現在の最低賃金は全国平均 798 円で、年 3%増の実現には今年度は 24 円の引上げが必要となる。(6 月 15 日)

●厚労省が虚偽求人に対する罰則強化を検討

厚生労働省は、求人での賃金や待遇が実際とは異なるトラブルが多発していることを受け、職業安定法の改正を検討する方針を示した。現状では職業紹介会社のみと与えられる罰則を、求人を出した企業にも科す。また、広告を掲載した企業にも罰則を設け、「ブラック企業」の求人を排除する考え。(6 月 4 日)